従六位に叙する（各通）　柴田　義彦
正七位に叙する（以上十月二日）　福井　昭平
村尾　弘明
中川　昭一
正三位に叙する
（秋田大学名誉教授）　赤上陽出男
正四位に叙する
従五位に叙する　井戸内　正
益田右兵衛
正六位に叙する　金井　弘夫　國谷　直
黒田　英　鈴木　雅志　福田　達雄
渡邊　勝廣
従六位に叙する（各通）　小相澤　清　野本　高重
矢野　玉一
正七位に叙する（各通）（以上十月三日）　村井信一郎
従六位に叙する　栗田　武
従七位に叙する（以上十月四日）　四方　福夫
従六位に叙する（十月六日）　彦田　好平
正六位に叙する（十月七日）

○叙勲

旭日双光章を授ける（各通）　石塚傳三郎　浦野　照雄
旭日双光章を授ける（以上九月二十九日）　村田　正男
神田　充　田部井金次　尾林　長正
旭日双光章を授ける　小川　圭司　澁川　章司
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月三十日）　櫻中　良壽
旭日単光章を授ける（十月一日）　小瀧冨士高　礪波　彰夫
旭日単光章を授ける（各通）（十月二日）　中川　昭一
旭日大綬章を授ける　渡邊　勝廣
旭日双光章を授ける　宇野　仙吉
旭日単光章を授ける（各通）（以上十月三日）　向後　誠一
梅野　保　小田　裕三　西條　和雄
多胡　四郎　田代　和雄　丹野　昭男
山崎　芳治
瑞宝双光章を授ける（各通）　藤原　時男
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十八日）　後藤　孝夫
瑞宝小綬章を授ける　猪股　信雄　加藤　勝榮
五十嵐和弘　比澤　博　古澤　成二
西口　晃　馬上　秀雄　渡辺甲子彦
保月　浩
瑞宝双光章を授ける（各通）　古別府　弘　本田　義隆
池田　勝徳
三村　薫　吉田　正則
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十九日）　木下　豊隆　小林喜久男
瑞宝小綬章を授ける（各通）　片本　穂純　神方　滋
大谷　春生　小林　省三
神成　四郎　久保津義雄　紺野　正明
小宮山　浩　小森　健宏　諏訪　博
榊原　一夫　酒本　勝市
古田　壽男　堀井　保信　松田　幸盛
松本　顯
瑞宝双光章を授ける（各通）　佐藤　達治　山崎　林市
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月三十日）　横山　秀吉
（東北大学名誉教授）　鉾木　英行
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（以上十月一日）　佐藤　健一　三田　五郎
瑞宝双光章を授ける（各通）　柴田　義彦
瑞宝単光章を授ける（以上十月二日）　國谷　直
瑞宝双光章を授ける　福田　達雄
瑞宝単光章を授ける（以上十月三日）

皇室事項

文化勲章親授式

十一月三日午前十時三十分、宮中において、日沼頼夫、中川清、速水融、林宏太郎及び飯島澄男の文化勲章親授式を行われた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、日本航空ジャパン労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成21年11月9日以降、同組合の組合員が従事する株式会社日本航空インターナショナルの全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成21年11月6日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、岐阜労働局の関係労働者を代表する者帆刈剛及び井端敏之の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年11月6日

厚生労働大臣　長妻　昭

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、岐阜労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成21年11月16日

4　推薦書及び添付書類提出先　岐阜労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

香川労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、香川県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年11月6日

香川労働局長　濱田　幸夫

第4号中「1時間797円」を「1時間801円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月15日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第7号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、沖縄県窯産食料品製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第7号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成21年11月6日

沖縄労働局長　森川　善樹

第4号中「1時間661円」を「1時間663円」に改める。